

菊川町まちづくり株式会社定款

平成18年5月29日 変 更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、菊川町まちづくり株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農産物、畜産物、水産物、椎茸等林産品の加工及び販売
2. レストラン、食堂、喫茶店の経営
3. 観光用土産物の販売
4. 観光案内及び宣伝広告業務
5. 米、たばこ、酒類及び食料品等の販売並びにこれらの自動販売機による販売
6. 菊川町総合交流ターミナルの管理受託業務及び貸店舗、不動産の賃貸業務
7. 公共施設管理運営業務の受託
8. 宿泊施設の管理運営業務
9. 農作業の代行、請負、受委託
10. 葉書、郵便切手の販売及び印紙等の売りさばき
11. 各種イベントのチケット販売
12. 河川の入漁料の取扱い業務代行
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山口県下関市に置く。



(機関構成)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1400株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株券は、1株券、10株券の2種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。



(株主名簿記載事項の記載の請求)

第12条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第13条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第15条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第16条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した



者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第17条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第19条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)

第20条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障が



あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第24条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第25条 当会社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。



(取締役及び監査役の選任並びに解任の方法)

第26条 当社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役及び監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第27条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第29条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第32条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役及び監査役の報酬等)

第34条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の権限の範囲)

第35条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

第5章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

平成18年5月29日 変更

平成18年5月29日 改製

これは当社の定款の写しに相違ありません。

平成18年6月28日

山口県下関市菊川町大字上岡枝766番地の1

菊川町まちづくり株式会社

代表取締役 林 哲也



菊川町まちづくり株式会社 役員名簿

平成25年8月1日現在

役職名	氏名	備考 〔所属団体役職名〕	勤務 形態
1 代表取締役	杉井 幸太郎	下関市商工会会長	非常勤
2 専務取締役	石田 光芳	下関市役所菊川総合支所長	非常勤
3 取締役	木本 強慈	下関農業協同組合代表理事専務理事	非常勤
4 取締役	山野 進	下関農業協同組合代表理事	非常勤
5 監査役	服部 太一郎	下関市商工会理事	非常勤
6 監査役	倉田 昌典	下関市役所菊川総合支所地域政策課長	非常勤
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

平成24年度 経営状況報告書

自 平成24年4月 1日
至 平成25年3月31日

菊川町まちづくり株式会社

菊川町まちづくり株式会社事業報告書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 会社の状況に関する事項

(1) 事業の経過及びその結果

「道の駅きくがわ」は山口県下7番目の道の駅として平成9年にオープンしてから16年を経過しました。

年度当初に駅長の交代、施設利用者では特産品販売コーナー及びパンコーナーが変わり新たなスタッフで再スタートの年となりました。

市内では、昨年3月にオープンした斬新な「北浦街道豊北」や根強い人気の「蛸街道西ノ市」が当駅にどのように影響したのか判断が難しいところですが、当駅の懸案事項でありました施設内の手狭さや回遊性の改善に向けては、レジ位置の変更や照明の改善により若干改善されました。

またイベント数増加による集客数の向上努力、各マスコミや雑誌の広告媒体による放映や掲載など、可能な範囲で取り組んでまいりました。

主に取り組んだ内容は次のとおりです。

- ①特産品コーナーの売場レイアウト改善と照明器具の取替え
- ②地域情報及び道の駅イベントの定期的な発信と実施
- ③各マスコミによる情報発信と雑誌等によるPRの推進
- ④ユニフォーム着用等道の駅スタッフの一体感醸成の取組み

そうした中、平成24年度の客数・売上数値は次のとおりでした。

全体売上高は209,441千円(昨年対比99.0%)、利用客207千人(昨年対比102.8%)、客単価1,011円(昨年対比96.4%)となりました。

テナント別売上高は、特産品コーナー140,085千円(前年度比97.3%)、レストラン63,672千円(前年度比102.5%)、パンコーナー5,684千円(前年度比107.0%)でした。

年度当初は、施設利用者によっては慣れない運営で売上げが伸び悩んでいましたが、その後改善の兆しが見え、年度を通じると前年度対比1%減となりました。

利用者数は、全体で2.8%の増となり、道の駅に足を運んで来られるお客が僅かながら増えてきたことは取り組んだことの結果だと感じております。

しかし、取り巻く経済情勢下とはいえ客単価が減少したことは、魅力ある商品提供への課題が残る結果となりました。

管理面では、施設や設備の老朽化が一段と進み、それに費やす経費は年々増加傾向にあります。

また、外トイレや駐車場の管理業務を受託する中、駐車可能台数が少ないため、祝祭日やイベント実施日は相当な混雑があり、またトイレの洋式化や外灯の設置など、お立ち寄りいただくお客のニーズを踏まえた今後の早期改修が求められています。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

	第14期	第15期	第16期	第17期
	平成21年4月 ～ 平成22年3月	平成22年4月 ～ 平成23年3月	平成23年4月 ～ 平成24年3月	平成24年4月 ～ 平成25年3月
営業利益	165	1,086	△647	252
経常利益	257	1,103	△637	261
当期純利益	142	530	△813	87
総資産	27,184	28,138	27,440	27,822

(3) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

区分	職員	パート	計
男性	1		1人
女性		2	2人
合計	1	2	3人

2 会社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 350株
(2) 株主数 3名
(3) 株主

株主名	持株数	持株比率
下関市	200	57.14%
下関農業協同組合	100	28.57%
下関市商工会	50	14.29%

3 取締役及び監査役の状況 (平成25年3月31日現在)

役職名	氏名	所属 (法人等の代表状況等)
代表取締役	杉井 幸太郎	下関市商工会長
専務取締役	下田 賢吾	下関市(菊川総合支所)総合支所長
取締役	木本 強慈	下関農業協同組合 代表理事専務理事
取締役	山野 進	下関農業協同組合 理事
監査役	服部 太一郎	下関市商工会 理事
監査役	倉田 昌典	下関市(菊川総合支所)地域政策課長

貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	23,298,485	I 流動負債	1,296,304
現 金	111,682	未 払 金	350,091
普通預金	11,769,892	未払法人税	182,500
定期預金	10,000,000	未払消費税	385,600
売 掛 金	1,419,962	前 受 金	299,520
立 替 金	5,449	預 り 金	78,593
貸倒引当金	▲ 8,500	賞与引当金	172,700
II 固定資産	4,523,219	負債合計	1,469,004
有形固定資産	4,518,219	資 本 の 部	
建 物	3,872,021	I 資 本 金	17,500,000
器具備品	646,198	II 法定準備金	0
無形固定資産	0	III 剰 余 金	8,852,700
投 資 等	5,000	前期繰越利益	8,765,901
出 資 金	5,000	当期利益	86,799
III 繰延資産	0	資本合計	26,352,700
資産合計	27,821,704	負債・資本合計	27,821,704

損 益 計 算 書

〔平成24年4月1日～平成25年3月31日〕

(単位:円)

科 目		決 算 額	
営 業 損 益 の 部	受 取 受 託 収 入	16,197,703	
	租 税 公 課	398,862	消費税・印紙代・利子税
	水 道 光 熱 費	1,649,188	
	荷 造 運 賃	1,920	
	旅 費 交 通 費	402,211	通勤手当・旅費
	通 信 費	135,383	
	広 告 宣 伝 費	442,578	
	寄 付 金	5,000	
	接 待 交 際 費	0	
	損 害 保 険 料	7,670	施設賠償保険料
	修 繕 費	849,850	
	消 耗 品 費	1,007,094	
	減 価 償 却 費	704,600	
	法 定 福 利 費	812,845	社会保険料・労働保険料
	福 利 厚 生 費	227,130	退職金共済掛金等
	給 料 賃 金	7,148,382	
	賞 与 引 当 金 繰 入	172,700	
	地 代 家 賃	0	
	支 払 手 数 料	803,764	
	諸 会 費	96,000	
	会 議 費	86,320	総会・役員会経費
	負 担 金	50,000	特産品出荷協議会助成金
	リ ー ス 料	459,337	
貸 倒 引 当 金 繰 入	8,500		
雑 費	476,074		
計	15,945,408		
営 業 利 益	252,295		
営 業 外 損 益 の 部	受 取 利 息	6,503	
	雑 収 入	2,601	
	計	9,104	
	計	0	
経 常 利 益	261,399		
特 別 損 益 の 部	引 当 金 繰 戻 益	7,900	
	計	7,900	
	計	0	
	計	0	
税 引 前 当 期 利 益		269,299	
法 人 税 等 充 当 額		182,500	
当 期 利 益		86,799	
前 期 繰 越 利 益		8,765,901	
当 期 末 処 分 利 益		8,852,700	

財 産 目 録

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1.流動資産		
現金預金		
現金手持残高	111,682	
普通預金		
普通預金1	11,701,128	
普通預金2	16,750	
普通預金3	52,014	
定期預金		
定期預金1	10,000,000	
売掛金	1,419,962	
仮払金	0	
立替金	5,449	
貸倒引当金	△ 8,500	
流動資産合計		23,298,485
2.固定資産		
基本財産		
投資等		
出資金	5,000	
基本財産計	5,000	
その他固定資産		
有形固定資産		
建物	3,872,021	
工具・器具・備品	646,198	
無形固定資産	0	
その他固定資産計	4,518,219	
固定資産計		4,523,219
資産合計		27,821,704
II 負債の部		
1.流動負債		
買掛金	0	
未払金	350,091	
前受金	299,520	
預り金	78,593	
賞与引当金	172,700	
未払い消費税	385,600	
未払い法人税	182,500	
流動負債合計		1,469,004
負債合計		1,469,004
正味財産		26,352,700

■利用料・受取受託収入内訳

内 訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設利用料	980,360	1,058,345	910,856	980,853	1,183,327	979,072	985,905	893,528	889,275	857,533	798,250	949,691	11,466,995
(レストラン)	458,667	461,639	430,794	440,818	517,616	447,881	446,221	413,711	380,898	403,327	382,508	450,794	5,234,874
(特産品販売)	401,132	431,551	390,309	475,542	553,383	415,472	433,195	372,494	348,872	328,398	308,706	372,985	4,832,039
(パンコーナー)	80,561	70,155	64,753	64,493	67,328	65,719	66,489	62,323	59,505	60,808	62,036	65,912	790,082
(敷地広場)	40,000	95,000	25,000	0	45,000	50,000	40,000	45,000	100,000	65,000	45,000	60,000	610,000
バーコード売上(日計表)	13,706	5,415	11,664	9,492	4,590	9,567	8,595	5,039	8,427	4,528	6,252	6,910	94,185
管理業務委託料 人材育成業務委託料		1,349,000						1,797,000				447,500	3,593,500
チケット販売手数料他	4,534	4,640	3,380	7,331	9,430	1,643	4,774	3,200	960	2,060	31,700	3,844	77,496
自動販売機手数料	0	21,828	0	25,472	19,028	39,078	29,255	24,576	30,399	27,015	71,990	120,492	409,133
公衆電話利用料	4,960	0	0	0	0	0	4,160	980	920	650	550	470	12,690
イベント売上等							11,000						11,000
コピー代・Fax代	140	660	70	260	170	550	60	2,850	1,330	1,250	850	2,650	10,840
電気・水道料使用料収入	8,068	8,068	305,476	9,160	8,068	8,068	8,068	8,068	8,068	8,068	8,068	16,136	403,384
ショーケース使用料収入	8,460	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	8,320	99,980
その他		2,000										16,500	18,500
計	1,020,228	2,458,276	1,239,766	1,040,888	1,232,933	1,046,298	1,060,137	2,743,561	947,699	909,424	925,980	1,572,513	16,197,703

監査意見書

平成25年5月14日 代表取締役から提出のありました平成24年度(第17期)決算報告書及びその他関係書類について詳細に監査いたしました。

その結果を次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しました。

また、会計帳簿等の調査を行い、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 役員の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成25年5月14日

菊川町まちづくり株式会社

監査役 服部 太 一 朗



監査役 倉 田 昌 典



平成25年度 事業計画書

「道の駅きくがわ」は、平成9年にオープンして17年目に突入いたしました。この間下関市内に二つの大規模な道の駅が誕生する等、「道の駅きくがわ」を取り巻く環境も大きく変わってきています。

販売・休憩施設である菊川総合交流ターミナルは、施設の老朽化が進んでいる上、狭隘でゆったりした寛ぎスペースが不足するなど、施設面ではお客のニーズに対して一部対応が難しいなどの課題を抱えています。

しかし、小月ICから近い等交通アクセスの利便性の中で、年間を通じ多くのドライバーや愛用者にお立ち寄りいただいております。

私達はこれからも、おもてなしの接客に心がけ、道の駅の原点に立ち返り、関係者一体となってお客の満足度向上を目指した取組みを行います。

そこで、下記のとおり実行計画を立て、魅力ある道の駅を目指してまいります。

《実行計画》

- ①利用者の視点に立った施設管理や環境整備の充実
- ②道の駅から地域やお客への情報発信の充実
- ③地域を意識したイベント等の計画
- ④施設利用者との定期的協議の継続
- ⑤下関3駅連携による流入客の取組み

《主な行事計画》

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 4月～5月、2月～3月 | 観光いちご狩り受付 |
| 4月 | 桜まつり協賛企画、16周年感謝祭 |
| 5月 | 株主総会、第3回フリーマーケット、道の駅フェア参加 |
| 6月 | 特産品出荷協議会総会、「菊川そうめんの日」イベント |
| 7月 | そうめん流し |
| 8月 | 菊川そうめんまつり |
| 9月 | 商品買って特産品ゲット企画 |
| 10月 | 第4回フリーマーケット |
| 11月 | 菊川文化産業祭参加、特産品出荷協議会研修視察 |
| 12月 | 餅つき体験 |
| 1月 | 新春企画 |
| 2月 | 節分祭、道の駅全員研修 |
| 3月 | ひなまつり企画 |

損 益 見 込 書

〔平成25年4月1日～平成26年3月31日〕

(単位:千円)

科 目	予 算 額		
営 業 損 益 の 部	利用料・受取受託収入等		
	16,420		
	租 税 公 課	640	消費税・印紙代・利子税
	荷 造 運 賃	1	
	水 道 光 熱 費	1,650	
	旅 費 交 通 費	400	通勤手当・旅費
	通 信 費	150	
	広 告 宣 伝 費	420	
	寄 付 金	5	
	接 待 交 際 費	20	慶弔費外
	修 繕 費	550	
	消 耗 品 費	800	
	減 価 償 却 費	800	
	法 定 福 利 費	855	社会保険料・労働保険料
	福 利 厚 生 費	210	退職金共済掛金等
	給 料 賃 金	7,536	
	賞 与 引 当 金 繰 入	172	
	地 代 家 賃	0	
	支 払 手 数 料	750	
	諸 会 費	110	
	会 議 費	85	総会・役員会経費
	負 担 金	50	特産品出荷協議会助成金
	リ ー ス 料	474	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	10	
	雑 費	700	
	計	16,388	
営 業 利 益		32	
営 業 外 損 益 の 部	受 取 利 息	7	預金利息等
	雑 収 入	1	
	計	8	
	計	0	
経 常 利 益		40	
特 別 損 益 の 部	引 当 金 繰 戻 益	180	賞与及び貸倒
	計	180	
	計	0	
	計	0	
税 引 前 当 期 利 益		220	
法 人 税 等 充 当 額		183	
当 期 利 益		37	
前 期 繰 越 利 益		8,852	
当 期 末 処 分 利 益		8,889	